

令和7年度御嵩町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定する。

2 調達の対象となる障がい者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等

- ア. 就労移行支援事業所
- イ. 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ. 生活介護事業所
- エ. 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- オ. 地域活動支援センター
- カ. 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

- ア. 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する特例子会社
- イ. 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所の要件

- ①障がい者の雇用者数が5人以上
- ②障がい者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ア. 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ. 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

3 調達を推進する物品等

町が障害者就労施設等から調達を推進する物品等は以下のとおりとする。

(1) 物品（食糧品類、賄材料類、記念品類、消耗品類等）

(2) 役務（清掃作業、軽作業等）

4 調達目標額

令和7年度の目標額は、次のとおりとする。

優先調達の目標額 2,400,000 円

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報収集に努め、各部署に対して障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等への優先調達の依頼を行う。
- (2) 各部署から障害者就労施設等に発注可能な物品等の情報収集に努め、障害者施設等にその情報の提供を行う。

6 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績については、町ホームページ等により公表する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、障がい福祉を担当する課とする。

この方針は、令和7年4月1日から実施する。